

第11回 八頭町自治基本条例（仮称）策定委員会 会議録（概要）

日時：平成21年10月14日（水） 19：30～

場所：八頭町役場 本庁舎 2階 第1・2大会議室

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. 検 討

■ 条例素々案について

＝ 「住民投票」、「コミュニティ」、「前文」について検討、協議を行った。

(1) 「住民投票」について

【 主な意見 】

<委員長>

＝ まず、実施強制力のある住民投票の署名数の条件について検討、協議したい。

前回までの検討では、「1／3」、「1／4」、「1／5」とそれぞれの意見があったと思う。

≫ いろいろと考えてみると、北栄町が採用している「合併と同じくらいのまちの重要事項である」という根拠から、「1／6」がいいように思う。

<委員長>

＝ 「市町村合併を協議する協議会設置が十分に町政に係る重要事項であること」という北栄町が採用した「1／6」の根拠は、理解できる。

≫ 「1／5は実施しやすい条件だ」という意見があるが、住民投票実施において、署名数の条件とは別の「まちの重要事項である」という条件があるので、「1／5」という条件でも、乱用されるようなことはないと思う。

≫ やはり、八頭町は署名を集めやすい地域だと思うので、「1／5」だと条件が低すぎると思う。

- ≫ 住民投票制度は、住民の意思表示の一つの手段であるので、制度自体が到底実施できないような「絵に描いた餅」ではいけないと思うが、確かに「1／5」は集まりやすい条件だと感じる。かといって「1／3」では、ハードルが高すぎると思うので、「1／4」が妥当ではないか。
- ≫ 「1／3」の署名を集めるというとは、解職・解散の請求もできる条件となる。住民投票の実施も同じ条件にするのはどうかと思う。そこまではいかならないようなものだと思うので、「1／4」でいいと思う。
- ≫ 他自治体の条例をみても、「1／3」という条件のものはある。八頭町より署名が集まりにくいと思われる都市部の条例においても、「1／3」という条件を採用しているところもある。それだけ、重い意味を持たせたものだと思う。
- ≫ この自治基本条例制定の意義は、やはり「町民主体」、「町民のまちづくりへの参画」だと思う。その意義から言えば、町民が「参画できそうだ」と思える条件の「1／5」がいいと思う。「1／3」では、距離を感じてしまう。
- ≫ 確かに「1／5」だと、まちづくりへの参加に対して希望が持てる条件だとは思うが、住民投票が持つ重みから考えれば、もう少し高い条件の方がいいと思う。
- ≫ 「1／5」という条件の根拠として、「例えば、合併前の旧町の間、つまり、郡家地域、船岡地域、八東地域の地域間の意識に温度差があるような場合でも、その地域の概ね8割の署名を集めれば、町全体で1／5の署名が集まる可能性が高いから。」ということがあるが、実際に署名を集めるようなことになった場合に、他の地域が全く無関心でいるかどうか疑問に思う。同じまちのことなので、一緒になって動くのではないか。

また、仮に「1／5」の条件にしたとしても、特定の地域のみ盛り上がりだけで、町の重要事項について可否を問う住民投票を実施することになってしまっているのかと思う。
- ≫ 「自分たちがまちづくりに参画する」という意識付けをより大きなものにするという意味では、「1／5」という条件でもいいように思うが。

<委員長>

＝ 署名数の条件については、私個人の意見は言わないつもりでいる。八頭

町の住民である委員の皆さんの意見を尊重したい。多数決で決することも考えていない。全員の意見の一致で決めたいと思っている。

ただ、議会の立場からすれば、代表民主制、間接民主制と相反するような住民投票制度という手段を強制的に執るということになるので、「それならば、解散や解職を請求するのが本来だ」と思うかもしれなし、「解散・解職請求と同様の1/3の署名を集めるべきだ」と考えるかもしれない。

- ≫ 住民投票実施の署名数の条件とは別に「住民投票の成立要件」もあり、例えば、北栄町は、個別条例である住民投票条例で「1/2」という条件を定めている。

<委員長>

- = 住民投票の実施が有効かどうかの要件としては、概ね、「過半数の投票」という条件を設ける場合が多い。

成立要件から考えれば、例えば、署名数の条件を「1/4」、住民投票の成立要件を1/2とした場合に、仮に住民投票が実施され、ぎりぎり成立する「1/2」の人が投票したとすると、「可否のそれぞれの票が1/2の半分、つまり、1/4」となるので、逆に実施する価値があるとも考えられる。

また、八頭町は通常の選挙で投票率が8割くらいあるだろうから、住民投票を行った場合にも、同様の投票があると考えれば、署名数の条件を「1/3」、住民投票の成立要件を「2/3」とした場合、「2/3の半分ずつが1/3」となるので、実施する価値があるという考え方もある。

「1/5」の根拠については、「本当に町全体に関わる重要事項と言えるか」という問題点は払拭できなし、やはり住民投票の実施となれば、全町民に関わるべきだと思う。

- ≫ 署名数の条件についての委員長の意見はどのようなものか。「言わない」とおっしゃったが、ぜひ伺いたい。

<委員長>

- = 言うつもりはなかったが、私個人としては、住民投票の制度自体に反対の考えを持っている。住民の直接選挙によって自分たちの代表である議員を選び、その議員によって構成される議会によって意思決定を行うという代表民主制を採用している現在の地方自治において、それに相反するよう

な住民投票制度はいろいろと問題があるものだと思う。

実施するということであれば、解散・解職の請求の条件と同じ「1/3」か、それよりも高い「1/2」という条件が妥当ではないかと思っている。

- ≫ 確かに、議員は住民が選び、意思決定を議会に委任するような形をとっていると思うが、住民投票はそれとは別の住民、町民の意思表示の一つの手段だと思うので、「1/5」という実施の可能性の高い条件としてもいいと思う。

<委員長>

= 代表民主制の観点から言えば、住民投票は「町民とその代表である議員」という関係を解消してしまうようなものなので、解職・解散請求と同じ「1/3」という条件も考えられる。

- ≫ 合併して数年経ったが、まだ、各地域、つまり、旧町へのこだわりが強く、八頭町が一つになっていないように思うので、そういったことから、「1/5」がいいと思う。船岡地域に住んでいるので、余計に実施しやすい「1/5」がいいと思う。郡家地域に住んでいたなら、違った考え方になったと思うが。
- ≫ 住民投票は最終手段であり、「セーフティネット」のようなものだと思う。やはり安易に実施されない条件のとするべきだと思う。
- ≫ 根拠付けから考えても、あまり地域というものにこだわらない方がいいと思う。
- ≫ 実施強制力を持たせるというだけでも、議会に緊張感を与える効果はあると思う。

<委員長>

= 皆さんの意見としては「1/4」が多いと思うが、全員一致ではないので、今回は「1/4」を仮の決定として、次の事項の検討、協議に移りたい。(=承認) この件については、次回以降、折を見て検討をしていきたい。

「年齢の条件」はどうでしょうか。

- ≫ 前回までは、「20歳以上」という考えを持っていたが、「広く民意を問う」という意味では、「18歳以上」でもいいと思う。

<委員長>

= 他の意見はどうか。その他の意見がなければ、「18歳以上」ということで概ね意見が一致しているようなので、決定したいがどうか。(=承認)

【 検討結果 】

①「署名数の条件」＝「1／4」(仮)

②「年齢の条件」＝「18歳以上」

(2)「コミュニティ」について

【 主な意見 】

<委員長>

= 集落のような地域コミュニティ、地縁コミュニティについては、前回いろいろと現状を伺った。今回は、テーマコミュニティについても、現状や意見を伺いたい。

≫ 前回も話をしたが、農業体験事業を行っている。古民家を借りて住んでいるが、畑や田んぼなどで農作業を体験してもらいながら、子どもや親御さんと交流を図ることもできる。参加者は、鳥取市の方がほとんどの状態。

<委員長>

= 町全体を活動範囲にしているようなテーマコミュニティはないか。

≫ 集落を単位にした地元の自警団があるが、その奥さん方がちょうど子育ての世代で、20名弱の小グループを作って集まるようになった。村の納涼祭の手伝いをしたり、いろいろな活動をしている。

<委員長>

= 拠点となる施設はあるか。

≫ 前回も話をしたが、公民館が古くて使い勝手が悪い。近くの町の公民館などを利用している。

<委員長>

= 拠点となるような施設で、地域の人だけでなく誰でも利用できるような開放された施設はあるか。

≫ 町内の方は無料、町外の方は有料となっていると思う。

≫ 集落の公民館や集会所は、「その集落だけのもの」という考えが強いので、集落関係でしか使わない。集落以外の他の人との交流という面では、使用することは難しいのではないか。

また、集落の中でも、会合の参加率が低いとか、行事をしても参加者が少ないという現状もある。

<委員長>

= テーマコミュニティと地域コミュニティとがつながりや交流を持ちながら、まちづくりを担うような形はできないかと思うが。

≫ 「きらめき祭」などの祭りの出店を各種団体が行ったりしているので、横の交流が図れているのではないか。

≫ 「公民館」と言っても、いろいろな文化的活動をしている公民館と、集落住民の集会所としての公民館とがある。また、各地域での公民館の位置付けも様々だと思う。

<委員長>

= そういった八頭町の現状からいけば、「一つのまちづくりの拠点」としての公民館はそぐわないように感じる。

コミュニティの条文については、「活動施設の確保」や「活動の支援」などが中心になるかもしれない。

≫ 町の体育館などの社会体育施設は、バスケットやバドミントンなどいろいろなスポーツに利用されているが、申込や料金などの使用方法について、もっと分かりやすくして、より使用しやすいものにしてほしい。

≫ 前回、「隼駅」の活動の話が出たが、祭りなどの事業をしようを思えば、やはりお金がかかる。地元の方にお金を少しずつ負担してもらっている。地元集落が元気を出して自主的にやっていることだが、活動補助金などの支援があればいいと思う。

また、町からの補助金の出し方について、「予算がないと出すことができない」という部分はあるにしても、柔軟な対応ができるような運用方法はないものだろうかと思う。

≫ 「コミュニティ」という言葉自体分かりづらいと思う。

<事務局>

= 「コミュニティ」という言葉は、「共同体」といったような意味を持っている。集落や地区などの地縁によって形成されている地域コミュニティや、各種活動団体やNPOなどの一つの目的を持って集まったテーマコミュニティなど、様々なものが含まれる。

≫ ニセコ町の条文が分かりやすくいい。

<委員長>

= コミュニティの定義を頭出ししていて、こういった手法もあるが、「町民」など他の定義を、まとめて条例の最初の方に載せるのが法令上の手法としてはある。

委員の皆さんから八頭町の現状や意見を伺ったが、コミュニティのまちづくりにおける位置付けや枠組みについては、「活動拠点の整備」や「活動の支援」を中心とするのがいいように感じる。

条文の内容については、概ね素々案のとおりでいいか。(=承認)

ただ、この条文では、地域コミュニティについての意味合いが強く、テーマコミュニティをも含むかどうか怪しい部分があるように感じる。「そもそも、まちづくりとは別の目的を持って集まったテーマコミュニティを支援するのか」という問題もあるが、テーマコミュニティがまちづくりに果たす役割というものも確かにあるので、もう少し条文内容を検討したい。

(3) 「前文」について

【 主な意見 】

<委員長>

= 前文については、今までの意見交換を重ねてきた皆さんの「八頭町に対する思い」を考えながら、検討していきたい。

今日は、2名の委員の方が考えた案を見ていただき、次回は、他の委員の案を伺いたい。

※ 次回は、次の事項について検討、協議を行う。

- ① 「コミュニティ」（「テーマコミュニティ」を含めた条文内容について）
- ② 「前文」の内容について

4. 閉 会

以 上。